

# ファシズムと権威主義体制

——スペイン・フランコ体制を手がかりに——

野上和裕

## はじめに ファシズムと権威主義体制

近年急速に発達したスペイン・フランコ体制研究において、「フランコ体制は権威主義体制ではなくファシズムだ」とする古くからの主張が改めて強調されている。それに対し、筆者は、そもそも、「権威主義体制かファシズムか」といった二律排反の問題設定を疑問とし、別稿で、フアランへ（スペイン・ファシスト）が体制の中で果たした役割を検討し、「大衆動員」の欠如が権威主義体制のメルクマールの一つとされているにもかかわらず、フアランへが「大衆動員」能力を利用して権威主義体制の中で生存しうるニッチを獲得したと指摘した。また、フランコ体制が「脱ファシズム化」したとはいえず、体制が制度化する際に内戦における敵・味方の対立構造が組み込まれたと論じた。<sup>(1)</sup> 本稿は、そういったアイデアを敷衍し、フアランへが体制の制度に独特の形で組み込まれたことを検討する。まず、リンスの権威主義体制論の展開を辿ることにより、権威主義体制の中におけるファシズムの位

置づけを掘り下げよう。その上で、スペインの研究者が「ファシズム」という名称にこだわる理由を踏まえることで、権威主義体制の分析の焦点を考察し、フランコ体制論に一定の寄与を行いたい。

## 第一章 リンズの権威主義体制論

リンズの権威主義体制論は、民主主義とも全体主義とも異なる独裁制の存在とその独自のメカニズムを指摘するものであった。二十世紀の独裁政の多くは、民主主義とは異なるが一定の政治的多元性を有し、全体主義に特徴的なイデオロギーや大衆動員を欠き、指導者の行動に一定の合理性と与見可能性が存在する。単一政党が存在しても、それは全体主義政党のようなイデオロギーが貫徹した大衆政党ではない。体制を構成する勢力が所有するメディアへは一定の自立性が認められ、軍部に対してはイデオロギーによる統制が避けられる傾向にある。こうした特徴を持つ体制が権威主義体制論の対象である。

しかし、権威主義体制論は、そのイデオロギー的含意が嫌悪の対象となっている。すなわち、権威主義体制と分類された独裁体制は、全体主義体制の典型例とされたナチス・ドイツやスターリン体制よりも「マシ」な体制であると見なされ、その上、経済発展に応じた社会変動によって、次第に民主主義体制へ転換すると期待され、その結果独裁制に対する援助が言外に正当化されるからである。

確かにリンズの権威主義体制論に対するこうした批判に一定の論拠があるとしても、①リンズの主張が、常に具体的な歴史事象の分析に沿ったものであって、作業仮設の段階にとどまり、問題関心に応じて理論の構成がしばしば変化していること、②権威主義体制の体制派となった様々な利害や勢力の構成と主張において、どのような価

値が重視されたか、そして民主主義の価値の理論的および実証的検討が不可欠なこと、③政治的含意から距離をとった再定式化が可能であること、—以上の「柔かい」理論としての特質が踏まえられなければならない。

## 第一節 変遷する問題関心

まず、リンスの主張の変遷を簡単にまとめておこう。<sup>(2)</sup>リンスが最初に権威主義体制論を提示したのは、一九六四年の「権威主義体制—スペイン—」という論文においてである。ここでは、まずスペインのフランコ体制が、独裁制と言ってもナチス体制と異なることが出発点として示され、権威主義体制が全体主義と民主主義の中間形態ではなく、独自の性質 (*distinctive nature*) が探求されるべきものとされている。そして、権威主義体制ではファシストが一定の役割を果たし、重要な少数派が全体主義体制化に向けて活動していることが指摘される。その上で、リンスは「定義」として限定的多元性、イデオロギーではなくメンタリティー、大衆動員の欠如、政党や指導者が全体主義と異なることなどの特徴を挙げているが、これらは完成した理論ではなく、作業仮説に過ぎないとされている。そしてリンスは、論文後半のスペインの事例分析部分において、閣僚の構成の多元性といったメルクマールの検証だけでなく、伝統的保守層の支配が社会変動により揺らいだ際にファシストがその補完勢力となったという発論や、イデオロギーが相互に矛盾する政治勢力が併存しているもその間の整合性をとらないという勢力間の安定メカニズムを指摘している。このように権威主義体制論は事例研究により補完されるべき理論であったのである。

ところがその後、リンスは、権威主義体制論の理論的考察に手をつけず、スペインやブラジルといった個別の独裁体制に、その時々の問題関心に基づいた分析を加えるにとどまった。もっとも、個々の独裁制の分析において、

鋭い洞察が加わっており、そこから理論的な含意を導き出すことは一定程度可能である。一九七〇年に発表された「フアランへからモビミエント組織へ」スペインの単一政党とフランコ体制、一九三六―一九六八<sup>(3)</sup>」では、権威主義体制が全体主義化することは困難であることが示された。そもそもフアランへが全体主義政党としてのイデオロギーや組織を有しないが、フランコは、一九五六年二月に古参党员であったアレーセをモビミエント（国民運動）<sup>(5)</sup> 事務局長大臣（モビミエントの事務局のトップであるとともに閣僚という二重の性格を持つている）に登用し、モビミエントと体制全体の基本制度（組織法）の策定をゆだねた。その際、アレーセは、モビミエントが体制の中で軽視されていることを批判する国会報告を行い、モビミエントの権限の拡大を図った。アレーセの法案は、モビミエントの全国委員会がフランコ後の後継者選定を掌握し、フアランへが体制全体を掌握するように図るものであった。フアランへ以外の勢力が一斉に反対し、アレーセは、翌年二月の内閣改造で新設の住宅大臣に横滑りさせられ、事実上更迭されることとなった。フアランへは体制の統合主体から障害物に転落したのである。これをリンスは、体制が「制度化・institutionalization」に失敗し、「憲法化・constitutionalization」しか達成できなかったと表現した。それ以降進むフランコ体制の法制度の整備は、イデオロギーに基づくものとはならなかった。このように権威主義体制が全体主義体制に転換しないことは、一九七三年の「権威主義状況の未来すなわち権威主義体制の制度化―ブラジル<sup>(6)</sup>」においても指摘されている。なお、リンスは、後者の論文において自らの権威主義体制論の理論構成がマルクス主義政治学のボナパルティズム論と軌を一にすると認めている。

権威主義体制は、全体主義体制に発展しただけでなく、民主主義体制への変化も困難である。こうした含意が読み取れるのが一九七二年の「権威主義体制の中および下の反対派―スペインの事例<sup>(7)</sup>」である。ここでリンスは、フランコ体制下の一般市民には体制に対する不満が強く、私的な会話では体制批判や民主化への期待が語られ

ていることを指摘する。また、体制の中でも反対派が登場し、一枚岩でないことが露呈していることも指摘している。独裁体制が正統性を失うことと体制内部の亀裂が顕在化することは、一般的な民主化論では民主化の契機とされるだろう。ところがリンスは、反体制派の断片化や反体制派と体制内の反対派との連携の欠如といった政治的理由に基づき、フランコ体制が直ちに解体することも民主化することもないだろうと予測している。こういった大胆な予測は、論文発表の二年後にフランコが死に、スペインが急速に民主化を達成したという事実と食い違ったものとなった。そのため、この論文は、リンスの論文の中でも引用される頻度が高いにもかかわらず、権威主義体制内・体制下に多くの反対派が形成されるという観測結果のみが取り上げられ、そうした反対派が体制に持つ影響の限界やフランコ体制が直ちに崩壊せず民主化が達成されないという主張が見過ごされることとなった。しかし、権威主義体制論の理論の発展という点にそくして見ると、リンスがフランコの死の直前まで体制の民主化の困難性を強調していたことは重要である。この論文の直後に、リンスの権威主義論は大きく変化するからである。

リンスは、一九七五年の「全体主義体制と権威主義体制」<sup>8)</sup>において、民主制と全体主義体制を両極とする直線上に権威主義体制を位置づけることにより、その性格付けを大きく変化させた。確かに、権威主義体制の「定義」は、限定的多元性などであり一九六四年論文から変化はない。しかし、権威主義体制が民主主義体制でも全体主義体制でもない体制という残余カテゴリーに位置づけられたことにより、権威主義体制の独自の性質の探究は事実上放棄されることとなった。しかも権威主義体制は、スルタンの体制、ポスト全体主義体制よりも民主主義に近いとされて、もつとも民主主義に近い独裁政の地位を得ることになったのである。

このような権威主義体制の性格付けの変化は、リンスの問題関心が体制の転換や民主化に移行するにつれ、より明確になった。リンスは一九七〇年代の半ばより、体制の転換をその研究課題とし、一九七八年の『民主体制の崩

壊―危機と崩壊、再均衡―』と『大いなる希望から内戦へ―スペインにおける民主体制の崩壊<sup>(9)</sup>―』を発表した。リンスの体制崩壊論においては、具体的な分析手順として体制派、半体制派、反体制派というエリートの構成と提携に焦点が当たっているが、その理論的前提は、政策の策定のために政治エリート間の協力が必要となる点と、その政策の実現のために市民からの同意の調達が必要となる点に求められている。その結果、政治的対立の社会的な含意が重視され、体制の正統性と有効性の確保が理論的根拠に据えられている。このようにリンスは、社会的統合が体制の安定・確立にとって重要であると認識し、そうした前提の下に、相互に協力を図り社会的な働きかけを行なうエリートの行動に焦点を当てているのである。

こうした社会的合意の調達や正当性の確保を重視する視点はスペインの民主化分析にも適用されている。前述の一九七二年論文で示されたように、体制内の不満分子の孤立や反体制派の分断が体制の民主化の阻害要因であるとすれば、体制内外の反対派を含めた幅広い合意の形成が民主化の鍵となる。リンスは、スペインの民主化が未だ不透明な時期から知識人として発言しているが、一九七七年六月一五日の総選挙の直後に比例代表制を正当化している<sup>(10)</sup>。フランコ体制内の改革派が、イギリスの二大政党制をモデルとして小選挙区制を主張していたことや、比較政治学において政治的安定を重視する論者が小選挙区制に傾斜するのと対比すれば、リンスが社会的合意の調達を一貫して重視していることがわかる。もちろん、スペインにおいて政治勢力が分断されている原因は内戦という歴史的な経緯があり、左右の和解は簡単ではない。そこで、リンスは、民主的改革派による政治指導に期待し、様々な政治的な技法を指摘している。たとえば、体制内の民主派が推し進める「改革 (reforma)」と民主的・反体制派が求める「断絶 (ruptura)」は本来相容れなくても、前者からは改革、後者からは断絶と見なしうる落としどころ (reforma pactada-ruptura pactada) ができれば良い。フランコ体制と同一化しているスペイン社会の半数は独裁

制の連続としてその解決案を受け入れ、民主主義を求める他の半数は民主化と結びつけてそれを受け入れる。このように根拠が過去か将来か不明のままの玉虫色の正統化 (backward-forward legitimation) に基づく民主化戦<sup>12)</sup>略は、政治的に有益な智慧であると評価できよう。このように、リンスは、民主化について、研究者としての分析に際しても、当事者としての提案においても、社会的合意の拡大を重視していたのである。

このような議論の変遷を辿っていけば、リンスが民主化分析において焦点をエリートに当てているのは、エリートに視野が限定されているからではなく、逆に権威主義体制における政治勢力の未成熟や社会の分断状況を意識しているからであることがわかる。そもそもリンスは、一九六五年にFOESSA財団 (社会研究・応用社会学振興財団) 設立に加わって以来、スペインにおける社会調査・世論調査のパイオニアであり、権威主義体制において、誰がどのような意見を持っているか、実証的な研究を蓄積している。その成果としてリンスの民主化研究は、民主化期の政治エリートの行動とそれ以前の体制における政治勢力の成熟度の二つで構成されることとなる。そして、中東欧の民主化研究において市民社会が重視されることと結びついて、権威主義体制下での政府のコントロールを免れている社会生活の存在と発展の可能性に焦点が当てられ、他の政治体制と比較した権威主義体制の民主化可能性が強調されるのである。<sup>13)</sup>

## 第二節 理論発展の停滞

権威主義体制論をこのように見た場合、当初は作業仮設でしかなかった「定義」がその後の現在に至るまで維持されているが、実際の事例への適用に際しては、それぞれの時代や事例に対応する問題関心に基づいた議論が展開

されていることがわかる。権威主義体制論は、個別の体制を分類するためではなく、また、権威主義であるからことで一つの結論が導き出されるのではなく、事例ごとの検討課題設定のための取っ掛かりに過ぎないといえる。同じ権威主義体制論といっても、事例分析ではリンスの問題関心に応じて異なる側面に焦点が当てられている。そのため、権威主義体制論によって独裁制の性格付けをする場合、リンスが事例分析で示している洞察が組み込まなければ、定義の荒さと理論の完成度の低さが目立つだけとなってしまふ。

そうなると、権威主義体制論の問題は、事例研究から導き出される洞察がさらなる理論の進化に結びついていないことであろう。たとえば、最初の論文で示されたファシズムの保守支配の補完性や近代化論での位置づけはその後の権威主義体制論から抜け落ちていたので、事例分析において保守的勢力が研究の焦点にはなりにくく、権威主義体制におけるファシストの位置づけが意識されにくい。同様に、権威主義体制の反対派が民主化に与える影響は研究が始まったところである。<sup>(15)</sup> フランコ体制のもとで結社の合法化に際しての国会での議論の内容や、実際に結社の多様性が認められた際にどのような限界があったかと言った制度論は、現在もつとも研究が盛んな分野の一つである。それに比べ、フランコ体制下での現実の非政治的結社や社会的結合の進展、すなわち「市民社会」の形成に關しては、英語による研究の発表が始まったに過ぎず、スペイン語での研究発表は殆どない。そうした実証的な議論の積み重ね以上に欠けているのが理論へのフィードバックである。このような個々の勢力が体制の成立・発展・存続にどのような貢献をし、体制の衰退を助長するかは、個別の事例研究としてはあっても、未だに権威主義体制一般に共通するかの検討はされていない。前述のように、権威主義体制における反対派の分断といったリンスの指摘は、リンスが権威主義体制の議論を深めることなく、問題関心を民主化期の政治指導に移動させたため、なおざりにされているのである。とりわけ、隣保組織などの政治的な色彩の薄い社会的結合は、体制を揺るがすものとは



限らず、政府による社会統制の道具となる可能性もあれば、人々の関心を政治とは異なるものに向けさせることにより、体制の安定に寄与する可能性もある。権威主義体制下で、どのような社会的ネットワークが生まれるかとともに、それが体制の安定性や民主化にどう結びつくかの理論的整理が今後必要になるであろう。

このような個別の勢力毎の問題だけではなく、勢力間の配置や相互の影響も重要である。スペインの事例においては、社会学者アマンド・デリミゲルがファミリア（政治勢力）の自律性を指摘して以来、様々な政治勢力がいろいろな政策分野・政府機関・制度を独占し、一種の棲み分けを形成しているというのが通説である。<sup>(17)</sup>また、フランスが一つの勢力が強くなりすぎることを警戒し、常に勢力間のバランスに心を砕いていたことも知られている。事例研究のレベルではエピソード的に知られているこういった現象は、ナチス・ドイツやスターリン体制との違いを際立たせるが、権威主義体制一般の現象と言えるかの検討は今後の課題であろう。

同様にリンスがスペインの事例研究において指摘しているも、それが十分に理論に反映されていない別の要因に公的制度が挙げられる。第一は、既存の公的な機関や組織への体制の影響である。全体主義体制論ではこれが理論の中核となっている。ナチス・ドイツにおいては、いわゆる強制的同質化（Gleichschaltung）が行なわれ、国家机关に対応する党機関が設置されて統制が図られ、ナチス・イデオロギーに基づいた制度や規範の再編成が進められた。スターリン体制においても、共産主義のイデオロギーと政治コミサルによる統制といった自立的組織の抑圧・統制・再編が指摘される。それでは権威主義体制ではどうかといえば、軍、あるいは教会が政策に及ぼす影響はフランス体制研究の焦点であり、他面それらの機関や官僚制の自律性が強調されている。しかし、それぞれの機関や組織が全体主義体制下のような統制を受けていないといっても、体制がそれらをどのように規定しているかは未だ検討が不十分である。

第二に、法制度に対する権威主義体制の影響は課題として残っている。スペインのように独裁制が長期にわたって安定していると、次第に国家機構も法制度も拡充がなされていく。その際に、どういった機構が発達し、どのような法制度が発展するかは、体制論の焦点となるはずである。前述のようにリンスは、権威主義体制は「制度化」は行えず、「憲法化」にとどまると主張する。仮に権威主義体制における法制度の発達が、全体主義体制のそれとも民主制のそれとも異なるとしたら、それはどのように把握すべきなのだろうか。

このような理論的な未発達にもかかわらず、スペインにおいて例外的に権威主義体制論を擁護する論者は、議論の射程を限定的多元性に限定するならば、フランクコ体制にも適用が可能であると主張する。確かに、理論は、その内容を限定すれば、適用範囲は広がるが、しかし適用する意味が乏しくなる。理論の膨球を放棄すると結局、権威主義体制は全体主義でも民主制でもない残余カテゴリーであると把握され、理論からそれ以上ほとんど導き出されないことになる。その結果、実証研究においては、体制の中でファシスト勢力に着目する研究者が、ファシズムの攻撃性を隠蔽するという理由で権威主義体制論を非難することとなる。ある独裁制が権威主義体制に分類されると、様々な研究が前提におく体制の本質が理論に反映されていないという批判を受けることとなる。しかし、これらの批判は、しばしば定義から直接導き出されない要素を挙げて、権威主義体制への分類を否定するという論理的誤謬に陥っているといえる。例えば、大統領制であるか議院内閣制であるかを民主主義理論から直接導き出すことができないから、アメリカを民主制に分類することはできないと批判するようなものか考えてみれば、このような批判がいかに的外れであるかが明白であろう。アメリカの例でいえば、意味ある問題にするには、大統領制と民主主義の関連を整理して、具体的な事例を評価することであろう。権威主義体制論においても、例えばファシズムと権威主義体制の関係を整理して、事例研究に資することが必要となるのである。

### 第三節 党派的な含意？

本章の最後に、権威主義体制論の党派的な含意について触れておこう。冷戦期においては、旧植民地や開発途上国の独裁体制には、反体制勢力を共産主義勢力と同一のものとして主張し、人権抑圧を正当化していたものが多かった。そして、アメリカを中心とする西側諸国の社会学者には、その主張に一定の理解を示し、そういった独裁国家への援助の正当化を図った人々がいた。反体制派を共産勢力と同一視する反共思想は、反共体制の擁護を民主主義の樹立よりも重視し、西側の同盟国となり得る独裁体制を擁護するという意味では、反民主主義的言説となる。このようなイデオロギー的な含意はリンス自身が述べているものではないが、権威主義体制論は、全体主義体制論が共産主義国の独裁制をナチス・ドイツと結びつけて全面否定したのと同様に、反共独裁体制への援助を正当化することによって冷戦思考に「社会科学的」根拠を与えるものとされたのである。

そこで、まず、リンスの権威主義体制論をハンチントンの政治的腐食 Political Decay 論と比較しておこう。ハンチントンは、経済発展が社会的動員をもたらすが、後者が常に制度化のスピードを上回るため、政治的要求がオーバーフローして「利益の集約」を不可能にすることで、入力機構を機能不全にし、政治的不安定を引き起こすと主張する。そうすると急速な経済開発を必要とする発展途上国の非民主的体制は必然であり、先進国の責務は、そういった非民主国家に対して経済援助を与えることで政治的要求への対応能力を向上させることであるとする。こうしてハンチントンは、第三世界の独裁国家に対する先進国の援助を正当化する。同様に、権威主義体制が全体主義体制と異なつて将来民主化する可能性が高いと主張することは、経済援助を正当化するものとしてとらえられる。

そこで、権威主義体制論は、冷戦をよりどころに独裁制を擁護する議論というグループに入れられてきた。しかし、ここでは両者の相違を考えるために、まず援助の正当化の論理を考えてみよう。

もちろん、先進国からの経済援助が独裁体制に潤沢に供与されると、民主主義体制への転換が促進されるとは限らず、少なくとも一定時期の韓国や南ヴェトナム、あるいはチリなどに見られたように、抑圧的体制が固定化されかねない。軍事独裁への援助が民主化を抑制することを前提とすれば、少なくとも、その提唱は民主主義の価値からは正当化されない。かつて、第三世界の軍事独裁政権は、全ての反対派を共産主義勢力であると主張し、反共を論拠に人権侵害の正当化を試みた。南アフリカ共和国の白人政権は、アバルトヘイトに反対することはソビエトを利するだけだと主張していた。しかし、そもそも人権の尊重や人種間の平等などが民主主義に内包されるならば、それらの価値の否定を容認する体制は、民主主義の原理に違背する。

そこで、リンスが民主主義をどのように評価しているかを見なければならぬ。というのも、ハンチントンが第三世界の軍事体制を正当化する際に用いた論理は、リンスの権威主義体制論とは異なる民主主義観に依拠しているからである。ハンチントンの軍事体制擁護論は、政治的安定を求めべき価値と位置づけた上で、二つの論拠を提示する。一つは、軍の専門職化や体制の制度化が軍の非政治化や体制の民主化の前提となるので、民主主義の実現のためには一定の政治的安定の時間的余裕が必要であるという状況論である。もう一つは、経済発展や成長は社会的動員（コミュニケーションの発達など）を急速に拡大し、過大な政治的要求を引き起こすことによって、政治システムの入力システムが機能不全に陥るという構造論である。<sup>18)</sup> 前者の論理では、軍事体制が民主体制への過渡的体制と捉えられ、必要悪として正当化される。しかし、後者の論理では、民主主義に内在する欠陥が指摘される。実際、ハンチントンは社会的動員が政治的安定を掘り崩すと考え、高等教育の抑制を主張するなど民主主義への懐疑

論を展開している。<sup>(19)</sup> こういった政治参加の拡大に対する危惧は、現在に至るまで多くの「マディソニアン」によって共有されているように、特段ハンチントンの保守性を示すものとはいえないが、(少なくともアメリカ以外の国における) 民主主義を重視しない点がハンチントンの近代化論・政軍関係論の理解の前提となる。

このようにハンチントンにとつて政治的安定が民主主義よりも重視すべき価値であるのとは対照的に、リンスにとつては民主主義の達成が目標であり、敢えていえば、政治的安定は次善の価値に過ぎない。先に述べたように、権威主義体制論が独裁体制を民主主義に近い体制として擁護するものとして批判されてきたように、リンスはあくまでも民主主義体制が独裁制よりも良い体制という価値判断を示している。たとえリンスが、ハンチントンと同様に冷戦期のアメリカや西側の価値観を受容しているとしても、理論に反映されているバイラスには大きな違いがあるといえる。

もつとも理論の党派的な含意は、理論の価値にとつて決定的な問題であるかどうか疑わしい。というのは、ハンチントンの議論は、そのあからさまなバイラスにもかかわらず、近代化論・政治的發展論にその成果を組み込むことと試みが継続的になされており、そこには十分な成果がもたらされているからである。他方で、リンスにはハンチントンほどの明確な保守的なバイラスが見られないにもかかわらず、その理論的展開は、オドンネルの官僚的権威主義体制論が唯一の例外となっている。

以上、リンスの権威主義体制論を検討してきた。リンスの権威主義体制論は、抽象理論として展開しているのではなく、その時々に関心問題に合わせた事例分析に内包されている洞察が議論を膨らませる上で豊かな可能性を示している。そこで改めてスペインの事例を検討しよう。

## 第二章 ス페인研究におけるファシズム論

### 第一節 「権威主義体制かファシズムか」

権威主義体制がスペインのフランコ体制をモデルとして構築されたにも関わらず、スペインでは「権威主義体制が体制の分析に資するか」よりも、そもそも比較政治学の概念を利用すべきか否かが争われた。スペインにおける歴史研究は、理論的射程を検討してその妥当性や有用性を考察するのではなく、その語感つまり権威主義体制がファシズムよりも糾弾的なニュアンスが乏しいことへの感情論反感に基づいて、権威主義体制論をフランコ体制派の議論とみなしていたのである。もちろん比較政治学では、リンスの権威主義体制論がそのフランコ体制研究から誕生しただけに、スペイン政治の研究者は常に権威主義体制論を念頭にフランコ体制を分析してきた。しかし、歴史研究者の多くは、権威主義体制論がフランコ体制を擁護するものとしてその検討さえ拒絶してきた。実際、スペインにおいては、リンスの権威主義体制論は、スペイン語訳が一九七四年に公開されているにもかかわらず、トゥッセイによれば殆ど読まれることはなく、理解が不十分であった。<sup>(21)</sup> 次第にリンスの権威主義体制論が知られるようになって、今度は民主化との関連といった文脈でのリンスの立論に目が向き、相変わらずフランコ体制を弁証するものとして拒絶されている。そのため、リンスに対する批判者は、権威主義体制論ではフランコ体制のファシズムとしての性格をとらえていないとして、「権威主義体制かファシズムか」という二者択一の問を立てる。しかし、そもそもなぜ、スペインの研究において、「権威主義体制かファシズムか」という問が立てられてきたのだ

ろうか。その問の立て方にどういう意味があるのだろうか。

「権威主義体制かファシズムか」という二項対立は、本来無理があろう。権威主義体制に対立する概念は、ファシズムではなく全体主義体制である。体制概念と政治勢力あるいはイデオロギー概念を対比させるといいうのは論理的でない。もちろん、リンスは、体制とアクターの分析を切り離している。周知のように、リンスがイタリア・ファシズム体制を権威主義体制に含めたため、「イタリア・ファシズムから全体主義という言葉が生まれたのではないか」と批判されている。もちろんリンスがイタリア・ファシズム体制における国王の政治的自立性を過大評価しているといった批判は正当かもしれないが、本論にとって重要な点は、リンスがある体制が全体主義体制であるのか権威主義体制であるのかといった体制の分析と、ファシストがその体制の中心であるか否かと言ったアクターの分析を別の次元においている証左となっていることである。

しかし、フランコ体制が全体主義体制であると主張することは不可能である。フランコ体制を構成する勢力が多元的であり、しかもスペイン・ファシズムであるフランコ党の勢力は決して優越した勢力となっていないからである。このことは、研究者の間でほぼ共通了解となっており、スペイン・ファシズムの影響力の限定性は否定できない。しかも、制度を見ても、フアランへ党(あるいは一九四〇年代からの正式名称であるモビミエント)は、軍や官僚機構を支配できず、体制の機構の一つでしかなかった。言い換えれば、フランコ体制に「限定的多元性」が存在したことを否定することはできない。すなわち、リンスの枠組みを使って「フランコ体制は権威主義体制か全体主義体制か」といった問いをたてれば、答えは全体主義ではあり得ないのである。

## 第二節 ス페인研究のずれ

スペインにおける政治体制の研究は、フランコ体制が独裁制のなかでは温和であったという一般に流布した神話を否定することに焦点が当たっていた。六〇年代からのいわゆる自由化期以後に始まった同時代的な分析は、体制による検閲や言論統制が加わり、抑圧的な体制像一色にはなりえなかった。そういったいわば体制側が作り上げた神話に対抗するために、フランコ体制の抑圧性が、適及的に探求された。

確かに、フランコ体制が四〇年の間にその性格を大きく変えたとされている。そこで、フランコ体制がもともと強権的な体制であった点に批判的な検討の焦点が当たったのである。つまり、「フランコ体制は権威主義ではなくファシズムだ」という研究は、フランコ体制が次第に抑圧的な性格を弱めたとしても、もともとファシズムによって建設されたものであるという嫌悪感に基づいて、体制の起源に焦点を当てたのである。

通常、フランコ体制は、スペイン・ファシズムが強力な時期とスペイン・ファシズムの復活が押さえられ、「テクノクラート」層が相対的に優位になる一九六〇年代半ばの「自由化」期に分けられている。しかも後者に到達するまでに少なくとも二つの大きな転換点を経験した。最初の時期は、フアランヘが体制の中で優越し体制の方向性を定めていたとされる内戦の勃発時から第二次大戦期までである。一九三八年の労働憲章 *Ley de Trabajo* がイタリアの労働憲章を模倣したものとされており、ファシズムの体制への影響は顕著であった。ただし終期は、大戦終結の一九四五年か、ベゴニヤ事件を経てラモン・セラノロスニエール<sup>(22)</sup>が失脚した一九四二年までとされる。一九四五年以後、フランコ体制の基本的法体系が作られた。一九四五年にスペイン人憲章 *Ley de los españoles*



と国民投票法 Ley del Referendum Nacional' 一九四七年に首長継承法 Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado が制定された。首長継承法第十条で以上の三法及び労働憲章と一九四二年の国会編成法 Ley Constitutiva de las Cortes の合計五法が基本法 Leyes Fundamentales del Reino を構成するものとされた。さらに首長継承法は、一九四七年七月六日に国民投票にかけられ、公式統計で有効投票数の九二・九四パーセントの賛成によって支持された。このことによってスペインの戦後体制が作られた。そして、スペイン人憲章はスペイン人の権利と義務を定め、首長継承法はスペインを王国と定めフランコの後継者をブルボン家の王統から選出すると規定している。つまり、ファシズム的な労働憲章を維持しながらも、ヨーロッパ諸国のそれと「類似した」基本的人権規定を定め、さらに王党派の要望であった王政復活の道をつけたのであった。こうして第二次大戦の終結は、スペインにおいてファシズムから「保守的権威主義体制」への転換とも見なされてきた。<sup>(23)</sup>

もう一つの大きな転換点は、前述の一九五七年二月の内閣改造であった。これ以降、先に述べた経済成長と社会変動の時代が始まるのである。高度経済成長と政治との関係については、経済政策の転換に研究の焦点が置かれてきたが、法制度の整備が進められたことも重要である。経済政策の転換としては、自給自足（アウトタキア）をめざす政策が放棄され、ヨーロッパ諸国との経済的関係を発展させる試みが進展する。ただし、それに先だって、スペインの国際政治へ復帰を遂げていた。一九五三年にはアメリカ合衆国との基地貸与協定が締結され、一九五五年には国際連合への加盟が実現した。一九五九年の経済安定計画によって財政が緊縮型となったが、IMFの融資条件をクリアした。すると一九六〇年代からの観光業が急速な発達し、外国から多くの観光客が訪れるとともに、ヨーロッパの新聞・雑誌がスペインにあふれた。<sup>(24)</sup> スペインからもドイツ、フランス、スイスなどの西ヨーロッパの先進国に出稼ぎ労働に行くものも多く、彼らは底辺労働に従事しながらも西ヨーロッパの自由を相当程度享受する

ことができた。<sup>(25)</sup> その結果、裕福なスペイン人が外国に旅行するのは普通のこととなり、一九六〇年代には年率七パーセントという日本に次ぐ高い経済成長を誇ることになる。こうした閉鎖的経済から開放経済への転換は、西ヨーロッパの文化がスペインへ浸透することを促がし、人々の意識を大きく変化させた。

しかし、経済の変化よりも重要な点は、政治・行政制度の変化であった。フランコがアレージェを登用したのは、その前年までに生じた学生運動、労働運動が動機であった。内戦後、垂直組合の外部における労働運動が禁止されたが、一九五一年にバルセロナの市街電車の料金値上げが利用者のボイコットを引き起こし、それに引き続いて労働者がストライキに入った。これは、待遇改善を求めた労働者による平和的な抗議行動であり、政治色が薄く体制を揺るがすものでなかったものの、内戦後初めて本格的な労働争議として体制側から憂慮された。さらに、学生運動は内閣改造を引き起こすこととなった。一九五一年に教育大臣に任命されたカトリック色の強いルイス・ヒメネスは、一九五三年、フアランの中では自由主義的な哲学者ペドロ・ライン・エンタルゴをマドリード大学の総長に、アントニオ・トバルをサラマンカ大学総長に起用した。一九五五年の哲学者ホセ・オルテガ・イ・ガセーの死去は、オルテガと結びつく自由主義の記憶を呼び起こし、フアランへによる大学支配への嫌悪感を強めた。反体制的な学生たちは、若手の学者であったエンリケ・ティエルノ・ガルバンらの支援を受けて、垂直組合の大学生部門であったスペイン大学組合 (Sindicato Español Universitario, S.E.U.) の解体を求めた。ルイス・ヒメネスは、ライン・エンタルゴやトバルの学生に対する融和的な態度を容認し、彼らフアランへの知識人やS.E.U.議長ホルヘ・ホルダーナの協力をえて大学改革案を作成したが、フアランへの強硬派「フランコ親衛隊 Guardia de Franco」がマドリード大学法学部に乱入し学生と衝突をした(一九五六年二月七日)。フランコは、ルイス・ヒメネスを更迭し、その協力者たちも解任した。ただし、フランコは、体制内の改革者を嫌悪したために排除したので

はなく、政治的安定を損ねたことの責任を問うのであった。実際、フランコは、彼らに敵対したフアランへ強硬派にも責任を問い、モビメント事務局長大臣のフェルナンデスロクエスタ<sup>(27)</sup>を更迭した。

フランコは、このような経緯から一九五六年二月に内閣改造を行ったため、モビメントの法制度の再構築を意図し、古参党员でフアランへの理論家であったアレーセをモビメント事務局長大臣に登用したのであった。アレーセは、「市井の普通の人の声に耳を傾ける」ことをモットーとした。しかし、アレーセは、労働大臣で古参党员のヒロンリデリベラスコ<sup>(28)</sup>こそ労働者の意向を吸収しうる人物で労働者からも尊敬されていると信じ、垂直組合などのモビメントの組織と労働者との関係（公式には下からの意見を吸収することになっているが、実際は上からあるいは使用者による指令の性格が強い）を変えるよりも、モビメントの体制における比重を拡大することに力点を置いた。前述のように、アレーセは、国家組織法案を策定しモビメント全国委員会にフランコの後継者の決定権を委譲することを求めた。これらのモビメントの権限拡大の企ては、他の勢力や機関との激しい軋轢を生んだ。その結果、フランコは、一年後一九五七年二月に再び内閣を改造し、フアランへの古参党员を内閣の中核から排除せざるを得なくなった。アレーセをモビメント事務局長大臣の職から解き、新設の住宅大臣に横滑りさせ、アレーセの盟友であったヒロンリデリベラスコ労働大臣を更迭した。そこで懸案であった国民運動原則法「*de Principios del Movimiento Nacional*」は、翌年、新しい内閣によって、新しいモビメント事務局長大臣ソリスルイス<sup>(29)</sup>によって発表され、第六番目の基本法となった。確かに、新しい内閣では、首相府大臣カレローロブランコ<sup>(30)</sup>の庇護のもとで、「オプス・デイ神の御業 *Opus Dei*」に連なるテクノクラートが擡頭し、行政改革、経済・財政改革を実現した。しかし、この「自由化」の時代にモビメントが制度的な安定を得たのである。

### 第三節 暴力と同意 ファシズムについての別の見方

フランコ体制は、「権威主義体制」というイメージで語られる時期が六〇年代半ば以降であるにもかかわらず、ファシズム論が適用されている時期が専らフランコ体制形成期のため、法制度が安定した時期のフランコ体制の性格は議論の外に置かれる。もちろん、ファシズムに着目するのは、体制の起源への関心が呼び起こされたからであるとするれば、体制を分析する際にその出発点に焦点を当てることは研究戦略として特別ではない。しかし、もしファシズム論者がフランコ体制が次第にファシズムから離脱したという通説を承認すると、「フランコ体制は権威主義体制ではなくファシズムだ」という主張は論理性がなくなる。マレファーキスは「フランコに対する反対は中間層のなかの上位層の若者というリスクが最小の人々にとって、床屋政談 *Patior sport* のようなものであった」とさえ述べている。その主張によれば、「フランコに反対しつつ、我々はよりよい暮らしができた *contra Franco, vivimos mejor*」という有名なフレーズはスペインがすでに独裁 *dictadura* ではなく柔らかな独裁 *dictablanda* であった(固い *dura* と柔らかない *blanda* を対比させた洒落)ことを示している。<sup>(31)</sup> マレファーキスは極論としても、「自由化の時代」に抑圧が大きく緩和したとされてきた。例えばペインは権威主義体制論を前提として、こうした数度にわたるフランコ体制の変容を「脱ファシズム化」の進展として図式的に記述している。タウンゼンは、さらにクリア・カットに体制初期は独裁制の中でももっとも抑圧的・暴力的である特殊な国であったが、体制末期には他のヨーロッパ諸国と殆ど変わらない国になっていたと総括する。<sup>(32)</sup> もちろん、フランコ体制が「自由化」の時代であっても現在の政治学の常識的な基準では民主体制ではないことは踏まえての上での主張だが、暴力のみによる支配が

変容したというのが通説である。しかし、体制の中からファシズムが消滅したとっていいのだろうか。マレファーキスは、リチャーズの『沈黙の時』<sup>(33)</sup>などに見られるように、六〇年代以降のフランコ体制の変化を「お化粧」と決めつけ、フランコ体制の成立時の凶暴な本質が変わるわけがないと考える。「本質論者」が学界を支配していると嘆いている。<sup>(34)</sup>確かにリチャーズのファシズムの定義は凶暴な体制と言うにとどまり、ファシズム論の展開さえ無視している。「ファシズム」論者は単に頭が硬いだけなのだろうか。

ところが、カソルラは、スペインの歴史家がファシズムにこだわっている理由が、これまで指摘したような「暴力に依存した支配だからファシズムだ」ではなく、「暴力だけではフランコ体制の支配の安定性は説明がつかない」つまり「フランコ体制の安定性の鍵は大衆の同意にある」という見方があるからだという。<sup>(35)</sup>カソルラは、リチャーズやプレストンの『フランコ』<sup>(36)</sup>に代表されるイギリスのフランコ体制研究が弾圧・暴力にだけ注目し、体制への協力者の存在を無視していると批判する。ここでカソルラが念頭に置いている議論は、カソルラの当該論文の後に出版されたモリネーロの『大衆の取り込み』やセナーロの『フランへの微笑』<sup>(37)</sup>を見ればよくわかる。彼女らは、デ・グラツィアのイタリヤ・ファシズム研究を手本として、強権的ではないファシズムの支配方法を分析している。セナーロは、内戦期の福利厚生組織「社会補助 Auxilio Social」が対外的・対内的なプロバガンダの道具であったことを指摘しつつも、それを頼って生存を図った人々を描いている。また、モリネーロは、通常社会政策の主体とは見られていない労働省や、垂直組合下部組織の「組合事業 Obra Sindical」、婦人部についてその活動を検討し、プロバガンダの役割や合意形成の限界を強調しているが、それらが統合に一定の役割を果たしたことを示している。強権・暴力によって引き起こされた恐怖と、体制から与えられる一定の利益によって生まれる同意の混在がファシズムとしての性格を示すものとなっている。スペインの現代史学会の二〇一〇年研究大会でも、フランコ体

制の社会的支持に関するセッションが開催されている。<sup>(38)</sup>

このような下からの同意の存在あるいは調達に関心が向けられるのであれば、暴力的支配に関しても、単に支配する政治権力と支配される人民といった二項対立の関係ではなく、支配される人々が自発的にその暴力を利用したり、協力する事例への関心が生まれる。すなわち、人民戦線側の活動家やシンパの告発が自発的に行われ、それが人々の中に恐怖を生むとともに、社会的支持を確保することにつながるのである。こうした告発あるいは密告は全体主義体制の支配のメカニズムの一つを形成した。ナチズムやスターリニズムの下では、ジェラテリーのゲシュタポ研究やナチス時代の刑事裁判研究、ファイジスのスターリン時代の研究『囁く人々』などが示すように、人々はうっかり発した言葉や行動、社会的地位のため、いつ何時逮捕されて裁判にかけられ、収容所に送られたり、処刑される恐怖にさらされていただけでなく、その体制の価値観を受け入れ、そういった恣意的な逮捕・処刑を当然視し、協力を迫られることになった。これらの研究は、スペイン語に訳され、スペインでも大きな影響力を持つている。<sup>(39)</sup> たとえば先に触れた現代史学会ではアンダルシアにおけるフアランへのスパイ組織が紹介され、ジェラテリーの指摘したゲシュタポと比較されていた。<sup>(40)</sup> フランコ体制の刑事罰を扱った別のセッションではコーディネーターを務めたイスマエル・サスがジェラテリーの主張に触れていた。アンダーソンは、軍事裁判への協力は職の確保など経済的な誘因も強かったため、草の根層が内戦後の共和派に対する軍事裁判に、共和派の逮捕、告発、証言、処刑補助などで加わった。草の根層が軍事裁判をより正当なものと感じるようなりフランコ体制をより強く支持するようになるとともに、処罰・処刑をされたものに対する倫理的な嫌悪感を強めたと指摘する。<sup>(41)</sup> こういう経済的誘因が虚偽の告発を生むことはジェラテリーやファイジスの研究でも指摘されている。ファシズム論の展開を吸収することは、ファシズムの角度からのフランコ体制研究に新たな可能性をもたらしているのである。

#### 第四節 方法論的な示唆

本章の最後に、今後の分析の手法について、示唆するものを取り上げよう。前掲のアンダーソンは、ジェラテリーの指摘するドイツの事例と比較して、ドイツではそういった告発が政治犯としてナチスの独特の裁判所や法律で裁かれたが、スペインでは政治色の強い告発でも通常の裁判所で刑法に基づいて裁かれたことを指摘している。アンダーソンは、政治的動機による告発が通常裁判所の管轄になっていたことは、フランコ体制ではナチス・ドイツよりも法体系が政治に従属する度合いが高かったと主張する。しかし、政治的動機での告発も、裁判の基準が法的な問題に限定されていたとすれば、アンダーソンと逆の評価を下すべきでないだろうか。つまり、フランコ体制では通常法の領域が尊重されていたのではないだろうか。

フレンケルの『二重国家』論が示すように、全体主義国家においては、ファシズムの論理に基づいた法体系（大権国家）が通常の法治国家に別に登場する。スペインでも、カール・シュミットに影響を受けて、それまでの自由主義的な法治国家を批判し、カウデイージョ（スペイン版の総統）が社会のニーズに合わせた立法を行なう社会的法治国家の主張が登場した<sup>(42)</sup>。ところが、そういった論者も、すぐに、カウデイージョの立法権は例外であって、通常は国会に基づくべきだと主張するようになる。つまり、社会的法治国家は例外となり、自由主義的法治国家が原則になるのである<sup>(43)</sup>。しかも、一九世紀以来の司法権組織法（一八七〇年）に基づいた法曹の身分保障が再確認され、人事の面からも通常法の原則が固定化されたのである。スペインでは治安立法も、既存の刑法の全面的改正によって実現されるのではなく、政治責任法、フリーメーソンと共産主義防止法といった特別法の形成と軍法会議や治安

裁判所などの特別裁判所の設置によって行われた。<sup>(44)</sup> いわば治安部門は横出しになっている。そして、通常法と特別法のいずれが管轄するかによって体制の抑圧度が変化する。そのように考えると、アンダーソンの主張は論理が逆転していると思われる。

フランコ派がナチスよりも弾圧的か否かは別として、その強権的な法制度は自由主義法制度への付加部分であったといえる。実際に弾圧が司法の場で行われているにしても、あるいはそれに応じた法曹の人事が行われているにしても、形式的には一九世紀以来の法秩序が復活する。<sup>(45)</sup> 別言すれば、法曹や一部官僚などのように、体制形成期に既存の法体系や制度を維持することにもっとも関心がある勢力が存在していたといえる。具体的な法の執行よりも制度を重視する勢力が存在するならば、実質的にはファシズム的・強権的な政策が行われても、法形式は合理性を維持し続ける、といったメカニズムが成立することになる。

このように見てくると、ファシズムを分析する焦点は、ファシストという独自の世界観を持ち、他者に対して非常に攻撃的な政治集団そのものだけでなく、大衆の体制への取り込みの手法にあてられることとなる。カリスは、「ファシズムの商品化 *commodification* [道具化]」を指摘している。すなわち、戦間期の保守的権威主義体制の統治者にとって、強力な支配を実現したイタリア・ファシズム体制が羨望の対象となり、彼らは正統性の供給源としてイタリアを模倣し、ファシズムのスタイル（ユニフォーム、大衆集会、シンボル、軍事化、リーダー崇拜など）を輸入した。その際元々の支配層がファシズムをどのように取り入れたのかにはバリエーションが生じる。カリスは、保守的支配者がスタイルを導入しただけで、権力を維持しつづけるならば、疑似ファシズムであるとす。また、支配層と大衆との間に均衡が生じ、その支配のためにファシズムの導入を図るとすれば一種のポナパルティズムが形成されるとする。カリスは、こういった一連の現象をファシズム化 *fascistization* とし、ファシズムが体制



のイデオロギー、国内の体制確立、公共政策、対外的野心にどの程度どのように影響を与えているかでファシズムの体制の分類ができるとする。<sup>(46)</sup> カリスの議論に従えば、伝統的な保守政治が強固であつて、ファシズムが彼らの統治維持のために便利グッズとなるのが戦間期のヨーロッパの権威主義体制となる。確かにスペインの場合、イデオロギーの論理の整理がなされず、実質と法形式の乖離を放置する権威主義体制に投入されたのである。そこで、最後に、スペインのファランへの影響をそのイデオロギーと国内の体制確立について指摘をしておこう。

### 第三章 フランコ体制でのファランへの刻印

#### 第一節 イデオロギー

ファランへの創設者ホセ・アントニオは、イタリア・ファシズムの影響を受けた思想を展開していた。<sup>(47)</sup> 彼は社会主義・共産主義を否定するだけでなく、自由主義も人間性を損なうものとして否定する。彼のもっとも特徴的な主張は、「資本主義」という経済システムを否定することである。「資本主義」は産業を興す際には必要であつても、それは中小企業を飲み込み、労働者を収奪する。「資本主義」は、私有財産を解体し、家族を解体し、社会秩序を解体するのである。このようにホセ・アントニオは、「資本主義」を大企業と同一視し、中小企業や労働者で構成される経済秩序に對置する。それでも彼は大企業反對ではなく、「資本主義反對」を唱え、伝統への回歸ではなく未来への進歩を求め、社会主義でも資本主義でもない「第三の道」を模索した。その第三の道は、経営者と労働者と技術者の三者が加わる「組合 *sindicato*」が主要な構成要素となり、「コーポラティビズム」であつた。ホセ・ア

ントニオは、自らとフアランへを右でもなければ左でもないとし、既存の政党のいずれをも否定する。このような既存の政治経済体制と政治対立の否定がホセ・アントニオの「革命」であった。

このように、ホセ・アントニオの思想には、社会主義の影響が顕著である。この組合重視の思想は、フアランへが一九三四年にJONSと合併して初めて登場するとされているが、社会主義の影響がJONS経由であったとしても、ホセ・アントニオの理念の中核であった。彼は、過去にモデルを求めめるのではなく、未来思考で新たな体制を構想していた。こういった未来志向と社会主義の影響が、社会主義に対する攻撃と結びついて存在しているところにホセ・アントニオとフアランへの思想の特徴がある。このスペインのナショナルサンディカリズムの特徴は、グレゴールがイタリア・ファシズムのナショナルサンディカリズムのそれとして指摘したものと類似しており、その影響の強さがうかがわれる。グレゴールが提唱した言葉を用いれば、ホセ・アントニオとフアランへの思想は「開発独裁 Developmental Dictatorship」といえよう。

フランクコ体制研究において、フアランへ・イデオロギーの位置づけは、著名なフアランへ思想家の存在にもかかわらず、低かった。これは、権威主義体制においてイデオロギーが弱体化しているというリンスの主張に対抗するものであった。というのも、リンスがフランクコ体制では雑多なイデオロギーが併存し、どれも優位になつていなかったことで体制を統合するイデオロギーはないといったのに対して、歴史研究の多くは、保守・右翼の共通項であったカトリシズムがイデオロギーとして政治的統合を支え、政策の方向性を定めていたとするからである。ポツティによれば、一九世紀の末のメネンデスIIペラーヨ<sup>(48)</sup>がクラウス主義・ヘーゲル主義に基づく自由主義を否定し、プロテスタントと対決するスペインの伝統的カトリックを称揚して以来、その思想であるナショナルカトリシズムが自由主義に対決する右翼思想の中核となった。ナショナルカトリシズムは、フランクコ体制を、カトリック国家の

建設と同一視して全面的に支持をした。さらに、ナショナルカトリシズムは、真珠湾攻撃をした日本を「東洋のスペイン」となぞらせるなど、その対外的な攻撃性を賛美している。<sup>(50)</sup> その反自由主義、反民主主義、宗教的熱情、常に過去に範を求める伝統主義、攻撃的な対外観などは、その攻撃性でファシズムに匹敵するといつて良い。

ところがフアランへは、このナショナルカトリシズムと対抗関係にあった。ナショナルカトリシズムが過去にモデルを求め、ヨーロッパから切り離された独自のスペインを求めたのに対し、フアランへは未来志向であり、ヨーロッパの一員としてのスペインを求めた。つまり、フアランへのイデオロギーを重視すれば、ナショナルカトリシズムが体制のイデオロギーとなったとは言いがたくなるのである。

フアランへは、フランコ体制のもとではカトリック色を強め、他の保守勢力との協調を重視したとされることが多いが、繰り返しホセ・アントニオの思想が呼び起こされ、他の勢力を批判している。たとえば、一九五三年、フアランへの党大会においてまとめられた運動方針を見ると、資本主義でもなければ社会主義でもない第三の道突き進むことがうたわれ、同年にヒロン・デ・ベラスコがフランコに宛てた私信は王党派などの「保守派」を時代遅れとして非難するものであった。<sup>(51)</sup> フアランへがナショナルカトリシズムに行った攻撃でもっとも有名なものは、一九六七年オルティ・ボルダスが行った『スペインの新しい右翼』という講演であろう。オルティ・ボルダスは、この講演で、メネン・デス・レバーヨからカルボ・セレール<sup>(52)</sup>に至るナショナルカトリシズムの系譜をまとめ、時代に逆行し、スペインがヨーロッパに復帰する可能性を閉ざすものであると非難したのである。<sup>(53)</sup>

このように、フアランへは、フランコ体制の他のイデオロギーを排除するほどの優位ではなく多数の中の一つになつていたかもしれないが、活発なイデオロギー教化を行っており、その影響力を無視することはできないであろう。そのことは、体制の確立においてフアランへの果たした役割を検討することからもいえよう。

## 第二節 体制の確立への寄与

すでに述べたように一九五七年の内閣改造は、フランコ体制の転換点とされてきた。モビミアント事務局長大臣アレーセを事実上更迭したことによりフアランへを排除し、オプス・デイがフランコ体制の中心としてヘゲモニーを握ったといわれてきた。しかし、こういったフアランへ退場論に対して、最近ニコラス・セスマという気鋭の研究者が鋭い批判を行っている。以下、基本的にセスマの主張をなぞって、「自由化」時代のフアランへが体制の確立に貢献したことについて簡単に触れておこう。

一九五七年の内閣改造についての通説にセスマが加えた批判は、基本的に次の三点である。第一は、アレーセの後任のソリスルイスの役割が軽視されているという点である。ソリスルイスは、アレーセとは異なる戦略をとるモビミアント事務局長大臣の政治的発言権を高めようとしたのである。ソリスルイスは、すでに一九五六年労働組合協定法の法案作成に政治研究所と協力して影響を与えていた。

第二に、フアランへの研究機関であり、イデオロギー機関である政治研究所 (Instituto de Estudios Políticos) の役割が見過ごされていることである。政治研究所は、体制にとつて基本的な政策や法律の原案作成のために諮問を受けて、報告を行う立場にあった。それ故、政治研究所は、その後の体制の確立に大きな影響を持ち得た。特に、所長であったエミリオ・ラモリデエスピノーサ<sup>(54)</sup>は、一九五六年にアレーセによって任命されてから一九六一年までその職にあった。

第三に、政治研究所は、政治学研究雑誌 (Revista de estudios políticos) 行政雑誌 (Revista de Administración Pública) という学術雑誌を編集・発行し、一九四二年から行政コースを設置し、その後資金難からコースを終了した後も、行政研究部門を持っていた。実際、一九五三年の行政過程法、一九五四年の収用法、一九五六年の行政訴訟裁判所法の策定に関わっていた。それ故、行政機構の改革論において、政府の中核を担ったロペス・ロドリゴ<sup>(55)</sup>に對抗しうる知的蓄積と実績を有していたのである。通説は、この点も見逃している。

実際、政治研究所は、一九五七年の司法制度法 (Ley de Régimen Jurídico) および一九五八年の行政過程法改正に際して、シンポジウムを開催し、提言を行った。しかし、ロペス・ロドリゴは、政治研究所に関係なく法を作成するという態度をとった。それでも、行政過程法において垂直組合組織が行政部門の一部と見なされるかどうかの問題では、モビミアント側の主張である適用除外が認められた<sup>(56)</sup>。一九五七年の内閣改造は、フランコにとって大きな痛手であったかもしれないが、モビミアント事務局長大臣の政治力や、政治研究所といった知的集団によって、体制の法制度整備に影響力を確保していたのである。これがもっと重要になったのは、一九六四年の法治国家論であった。

法治国家が体制にとって重大な問題となったのは、一九六二年国際法律家協会がジュネーブで『スペインにおける法の支配』という報告書<sup>(57)</sup>を発表し、スペインでは法の支配が達成されていないと告発したためである。政府は、政治研究所に対応をもとめ『スペイン、法治国家』という反論書<sup>(58)</sup>を出版させた<sup>(59)</sup>。

『スペイン、法治国家』について、本論に関係する部分のみを簡単に見てみよう。内容は、前三分の一のフランコ体制の成立の正当化 (出発点の正統性 legitimidad de origen) と残りの現在の法運用の合理性 (運用の正統性 legitimidad de ejercicio) の二つに分けられる。

前者は、一九三九年に発表された『一九三六年七月一八日の権力の非正統性についての委員会（ベニヨン委員会）報告』の簡約版といえる。すなわち、人民戦線政府は正統性を持っておらず、国民戦線の蜂起は国民の自衛権の発動であるという主張である。ところが、この「出発点の正統性」は、敵が不法であると論じていても、国民戦線の蜂起自体の正統性の根拠を提示していない。しかも、第二共和制が正統性を持っていないならば、どこまでさかのぼれば正統であるのかという重要な論点に關していずれの文章も明確でない。つまり、一九三六年の人民戦線選挙の票の集計が不正であるという主張や一九三四年のアストゥリアス、カタルーニヤの蜂起が人民戦線の淵源であるという主張は、第二共和制自体が正統なのでフランコはそこへ復帰しようとしたと論じることになる。他方、王政が崩壊した一九三二年春の地方選挙が違法であったという主張はそれまでの一八七六年憲法体制が合法であることを意味する。しかし、両文書とも、一九世紀以来の議會制自体が不法であったという主張を含んでいる。こうした不明確さは、フランコ体制が過去の議會制・自由主義体制に対してアンビバレントな態度をとっていたことが反映されている。

現体制が法律に基づいていることを主張する「運用の正統性」は、『ベニヨン委員会報告』にない新しい部分であるが、その根拠がキメラ状になっている。法治国家としての正当化が困難であったと思われる論点は次の三点である。①カウディージョ（フランコ）が立法権を握っており、国会には諮問への答申権しかないこと。②国会議員の自由選挙が保障されておらず、政党も非合法化されていること、③違憲立法審査権（*contralitero*）が司法部門ではなく、モビミアントの全国委員会に帰属していることである。政治研究所の反論書は、①行政権が事実上副首相に委ねられているので、行政権は法の下にあるといえる、②有機的代表として国会議員は立法権を有しているが、今後選挙もあり得る、③無回答、といういずれも苦しい弁明でお茶を濁している。

もつとも興味深い点は、「運用の正統性」に関して、自由主義的法治国家論が一部復権し、一八七〇年の司法権組織法に基づいた法曹の身分保障など、事実上一九三九年以前の法制度の回復がフランコ体制の法治国家性の根拠になっていることである。

以上の検討から導き出されることは、以下のことであろう。ファランヘにとって、政治研究所、モビメント全国委員会など具体的な拠点となる機関が存在しており、それらが排除されない限り、体制から退出することはなかった。そういう意味でファランヘは、一九五七年の内閣改造後も、軍隊と並んで、組織的に優位な位置にいた。しかも、体制の確立にとって、自由主義体制以来の政治研究所における知的作業の蓄積が必要となり、大きな役割を果たした。諸利益間の妥協を形成することが体制の確立に必要なであったが、その作業自体もファランヘの組織にも割り当てられた。そして、制度設計においては、ファランヘの理念が部分的反映されることになる。一九五七年以降の体制の合理化に際して、官僚的合理性が貫徹しないのもそういったファランヘなどの勢力が存在していたからかもしれない。体制が民主化への方向に向かう場合、ファランヘは少なくとも潜在的に強力な反対勢力となり得たのである。

しかし、同時に、ファランヘが否定した自由主義体制からの制度遺産を生かすことも必要であり、また、キリスト教伝統主義者などの他の政治勢力への配慮も必要であった。確かに、具体的政策のとりまとめがファランヘ以外の勢力に委ねられた場合、ファランヘが要求を投入する正式のルートはなかった。個々のファランヘの指導者がばらばらに行動し、組織としての行動が行われたわけではなかった。その結果、ファランヘには不満がたまることになった。それでも具体的な政策についてどのように対応したかと言えば、ファランヘ自身近代化や発展といった価値観を有していたため、経済の成長はもちろん、制度整備について不満が表面化することは殆どなかった。

## 成果と今後の課題

権威主義体制論は、政治学の中でもっとも有名なものの一つであるが、その実、殆ど使われていない。多くの研究書で権威主義体制という言葉が使われていても、単に「民主主義ではない」、「ファシズムではない」といわれているに過ぎない。リンスの権威主義体制論でもっとも重要な指摘は、矛盾するイデオロギーや勢力が整理されずに併存する状況がずるずる続くことであろう。本稿では、そういった「ぐずぐずの体制」である権威主義体制における「便利グッズと化した」ファシズムの役割を検討した。そして、権威主義体制が「脱イデオロギー化」する際に、ファシズム勢力が制度の形で自らの影響力やイデオロギーの影響を残すことを示した。その結果は、官僚的合理性や技術的な整備が図られても、決してそのままでは民主化しない体制を構築することになる。これこそがリンスが一九七二年論文で描写した、社会的には民主主義が求められていても、民主主義への道筋が見えない状況なのかもしれない。

しかし、そういった便利グッズと化したファシズム勢力は、しばしば原点回帰を図るであろう。体制が安定しても、ファシズム勢力は、体制内の頭痛の種になりかねない。今後は、そういったファシズムの原理主義的揺れ戻しと、体制初期の制度へのノスタルジーがどのように体制のその後の展開に関与するか検討しなければならない。

(1) 野上和裕(二〇〇九)「権威主義体制とスペイン歴史研究—フランコ体制について—」『法学会雑誌』五〇巻一号、二二—二五三頁。



- (2) リンズの著作に關しては Chelabi, H.E. (2006) Una bibliografía de Juan J. Linz. *Revista de Estudios de Investigaciones Sociológicas*, núm.114, págs.173-210.
- (3) Linz, Juan J. (1970) An Authoritarian Regime : Spain. In *Mass Politics. Studies in Political Sociology*. Edited by Alandt, E. and Rokkan, S. The Free Press, New York, pp 251-283.
- (4) ホセ・ルイス・マレーセ・ヒールマン José Luis de Arrese y Magra (1905-1986) は、フランソへ党結党以来の黨員であり、一九四一年から一九四五年までモロシエントの事務局局長大臣を務めた。マレーセ自身のメモワールによれば、すでに第一線から退いていたので、一九五六年の再登板は驚きの人事であった。
- (5) モロシエント Movement Nacional 国民運動とは、フランコ体制の単一政党であるフランソへ党 Frente Español Tradicionalista y de las JONS 伝統主義者の理念に基づく傘下の労働・産業統制組織である垂直組合 Sindicatos Verticales、ホセ・ホセ・マントニオの妹ビラール・プリモリデリアーラ (一九〇七-一九九二) が指揮する女性部門 Sección Femenina、福利厚生組織「社会補助 Auxilio Social」などの諸組織の統括組織として、内戦中の一九三八年に設立されたものである。そもそもモロシエントという名称が使われたのは、フランコの国民戦線がフランソへを取り込むために自らの行動を国民運動と称したためであり、フランソへ党の解体やフランソへの理念の放棄を意味するものではない。
- (6) Linz, Juan J. (1973) The Future of an Authoritarian Situation or the Institutionalization of an Authoritarian Regime : Brazil. In *Authoritarian Brazil: Origins, Politics, and Future*. Edited by Stepan, A. Yale University Press, New Haven, pp 232-254.
- (7) Linz Juan J. (1972) Opposition in and under an Authoritarian Regime : The Case of Spain. In *Regimes and Oppositions*. Edited by Dahl R. Yale University Press, New Haven, pp 171-259.
- (8) Linz, Juan J. (1975) Totalitarian and Authoritarian Regimes. In *Handbook of Political Science*. Vol. III. *Macropolitics*. Edited by Greenstein F. and Polsky N. Addison-Wesley, Reading, MA, pp 175-411.
- (9) Linz, Juan J. (1978) *The Breakdown of Democratic Regimes : Crisis, Breakdown, and Reequilibration*. The John Hopkins University Press, Baltimore. Linz, Juan.J. (1978) From Great Hopes to Civil War : The Breakdown of Democracy in Spain. In *The Breakdown of Democratic Regimes : Europe*. Edited by Linz J.J. and Stepan, A. The John Hopkins University Press, pp 145-215.
- (10) Linz, Juan J. (1977) Un sociólogo ante la primera elección democrática. In *La Corona y la nueva sociedad española ante un año histórico*. Volumen 2 del Ciclo de conferencias pronunciadas en el Club Siglo XXI durante el curso 1976-1977.

Edited by Club Siglo XXI Fomento Editorial, Madrid.

- (11) Linz, Juan J. (1993) *Innovative Leadership in the Transition to Democracy and a New Democracy: The Case of Spain. In Innovative Leaders in International Politics*. Edited by Sheffer, G. State University of New York Press, Albany, NY, pp 141-186.
- (12) Linz, Juan J. (1982) Some Comparative Thoughts on the Transition to Democracy in Portugal and Spain. In *Portugal since the Revolution: Economic and Political Perspectives*. Edited by Braga de Macedo J. and Serraty S. Westview Press, Boulder, Colorado, pp 25-45.
- (13) Linz, Juan J. and Stepan, Alfred (1996) *Problems of democratic transition and consolidation: Southern Europe, South America, and post-communist Europe*. The Johns Hopkins University Press, Baltimore.
- (14) もちろん、ラテンアメリカの権威主義体制の近代化論への位置づけがオドネルの官僚的権威主義体制論のテーマとなつたので、他の研究者の課題として意味を持つたといえる。
- (15) 権威主義体制と民主化を結びつけようとする代表的研究としては、Soto Carmona, Álvaro (2005) *¿Atado y bien atado? Institucionalización y crisis del franquismo*. Biblioteca Nueva, Madrid; Palomares, Cristina (2006) *The Quest for Survival after Franco: Moderate Francoism and the Slow Journey to the Polls, 1964-1977*. Sussex Academic Press, Brighton; Portland [Or.] などがあげられる。また、権威主義体制の下で非政治的な社会的な結合が拡大したことが民主化の前提となったとする研究としては Radcliff Pamela B. (2011) *Making Democratic Citizens in Spain: Civil Society and the Popular Origins of the Transition, 1960-78*. Palgrave Macmillan, Basingstoke. があげられる。
- (16) De Miguel, Amando (1975) *Sociología del franquismo: análisis ideológico de los ministros del régimen*. Editorial Euros, Barcelona.
- (17) Tusell, Javier (1989) *La España de Franco. El poder, la oposición y la política exterior durante el franquismo*. Historia 16, Madrid.
- (18) ハジメ、主として Huntington, Samuel P. (1968) *Political Orders in Changing Societies*. Yale University Press, New Haven. に依拠した。廣瀬によれば、『軍人と国家』で提示された軍の専門職化の議論は、第二次大戦後に政治部門から縮小圧力にさらされていた軍隊を米ソ冷戦に対応した安全保障の専門家として位置づけ直すという民主党の軍事戦略を反映したものであり、軍事的価値が市民社会に対して直ちに脅威となっていなかったアメリカの特殊事情を前提としており、分析の対象を拡大した『変革期社会』では維持し得ないものであった(廣瀬克也(一九八三)「軍事専門職業論の論理構造と

その限界―ハンティントンの「客体的文民統制」批判―『思想』七〇九号、九九―一五頁。廣瀬の指摘が示唆することは、ハンチントンの議論を「制度化」を中心に組み替えて、より「リベラルな」ものに改鑄しようとする試みは、『変革期社会』の議論を『軍人と国家』に逆戻りさせるだけとなる可能性である。

- (19) Huntington, Samuel P., Crozier, Michel and 綿貫讓治 (一九七六) 『民主主義の統治能力』サイマル出版会、東京。
- (20) Fraga Iribarne, Manuel, (Editor)(1974) *La España de los años 70. Volumen III. El Estado y la política*. Tomo I. Moneda y Crédito, Madrid.
- (21) Tusell, Javier. (1988) *La dictadura de Franco*. Alianza, Madrid.
- (22) ヌゴニーヤ事件とは、一九四二年八月ヒルバオのヌゴニーヤ大聖堂でカルロス派に属する陸軍大臣のバレーラ將軍が主催した追悼式典にフアランへ黨員が爆弾を投げた暗殺未遂事件である。同年九月バレーラとともにフアランへの中心であったセラノロリスニエール外務大臣も更迭された。  
ラモン・セラノロリスニエール Ramon Serrano Suñer (1901-2003) は、学生時代からホセ・アントニオ・プリモリッペリベラの親友であり、もともと初期からのフアランへ黨員であった。セラノロリスニエールは、フランクコの妻(カルメーン・ポロ)の妹(父親が再婚したため、カルメンが親代わりだったと言われる)と結婚している。ホセ・アントニオとフランクコを結びつける人物であり、フランクコが内戦中に権力を掌握してから、内務大臣・外務大臣を歴任した。
- (23) ただし、筆者はファシストが体制から退場したのではなく、体制の正当性の確認作業のための大衆動員能力によって体制の中にニッチを見つけたと考えている。
- (24) Pack, Sasha D. (2006) *Tourism and Dictatorship: Europe's Peaceful Invasion of Franco's Spain*. Palgrave Macmillan, New York.
- (25) Gazorla Sánchez, Antonio (2010) *Fear and Progress: Ordinary Lives in Franco's Spain, 1939-1975*. Wiley-Blackwell, Chichester.
- (26) ホアキン・ルイスロヒメネス Joaquín Ruiz-Giménez Cortés (1913-2009) は、カトリックと親密な知識人、政治家であり、フランクコ体制とローマ教皇庁との政教条約(一九五三年)実現に尽力した。ルイスロヒメネスは、失脚後、キリスト教民主主義色を強め、一九六三年に『対話のためのノート Cuadernos para el Diálogo』誌を創刊し、体制内の半体制派・反体制派に誌面を提供した。
- (27) ライムンド・フェルナンデスロウエスタ Ramundo Fernández-Cuesta y Merelo (1896-1992) は、フアランへの古参黨員で、モビシエント事務局長大臣のほか、農業大臣、司法大臣を歴任し、一九五六年以後もフランク国会の有力議員であり、

- モビリエントの全国委員会委員として影響力を維持した。
- (28) ホセ・アントニオ・ヒロンデロベラスコ José Antonio Girón de Velasco (1911-1995) は、JONSの設立メンバーであり、一九三四年のJONSとフアランへの合併によってフアランへの中核メンバーとなった。体制初期の労働大臣(一九四一年〜一九五七年)であり、その後もフランク国会の議員、モビリエントの全国委員会委員として、体制のファシズムあるいはフアランへの代表的な論者であった。
- (29) ホセ・ソリスルイス José Solís Ruiz (1915-1990) は、古参党员であるが、垂直組合における労働者の代表制を強める改革を推進し、「体制の微笑み」と呼ばれていた。ソリスルイスは、フアランへの地位の保全を課題とし、オプス・デイの体制からの排除を模索した。
- (30) ルイス・カレローロブランコ Luis Carro Blanco (1904-1973) は、フランコの右腕と呼ばれた海軍軍人であり、一九四一年に首相府次官、一九五一年首相府大臣、一九六七年副首相、一九七三年首相に就任し、フランコの後継者とも目され、現国王フアン・カルロスの王位継承のために尽力した。しかし首相に就任した年の十二月にバスク独立派ETAのテロにより爆殺された。
- (31) Malefakis, Edward (1982) Spain and its Francoist Heritage. In *From Dictatorship to Democracy: Coping with the Legacies of Authoritarianism and Totalitarianism*. Edited by Herz, J.H. Greenwood Press, Westport, Conn., pp 215-230. 「フアーキスはフランク体制を擁護するのではなく、フランク体制の初期については反対派の殺害を「許されるものづな」と断罪し、後期については此細な点でも治安裁判所で有罪にするのを見れば、その弾圧の性格は明らかであると評する。」
- (32) Townson, Nigel (2010) La Dictadura de Franco: ¿La España diferente? In *¿Es España diferente? Una mirada comparativa (siglo XIX y XX)*. Edited by Townson N. Taurus, Madrid, pp 199-242.
- (33) Richards, Michael (1998) *A Time of Silence: Civil War and the Culture of Repression in Franco's Spain, 1936-1945*. Cambridge University Press, Cambridge.
- (34) Malefakis, Edward (2007) The Franco Dictatorship: A Bifurcated Regime?. In *Spain Transformed. The Franco Dictatorship, 1959-1975*. Edited by Townson, N. Palgrave Macmillan, Houndmills, Basingstoke, Hampshire; New York, N.Y., pp 248-254.
- (35) Cazorla Sánchez, Antonio (2002) Sobre el primer Franquismo y la extensión de su apoyo popular. *Historia y política: Ideas, procesos y movimientos sociales* núm.8, págs.303-320.
- (36) Preston, Paul (1995) *Franco. A Biography*. Fontana Press, London.

- (37) Molinero, Carme (2005) *La captación de las masas. Política social y propaganda en el régimen franquista*. Cátedra, Madrid ; Cenarro, Ángela (2006) *La sonrisa de falange. Avanzito Social en la guerra civil y en la posguerra*. Crítica, Barcelona.
- (38) X Congreso de la Asociación de Historia Contemporánea, Santander, 16 y 17 de Setiembre de 2010, Mesa 6. Los apoyos sociales a la dictadura franquista en perspectiva comparada ; Opinión popular, fascismo y autoritarismo en la Europa de entreguerras
- (39) Gellately, Robert (1990) *The Gestapo and German Society. Enforcing Racial Policy, 1933–1945*. Clarendon Press, Oxford ; *idem.* (2001) *Backing Hitler. Consent & Coercion in Nazi Germany*. Oxford University Press, Oxford. 根津謙太郎『ユトラーキを支持したドイツ人国民』〔おそや書房、二〇〇八年〕。Figs, Orland (2008) *The Whispersers: Private Life in Stalin's Russia*. Penguin, London. 染谷徹記『囁きと密告：スターリン時代の家族の歴史』〔白水社、二〇一一年〕のれら三冊が、それぞれ二〇〇三年、二〇〇二年、二〇〇九年にスウェーデン語に翻訳出版された。
- (40) Parejo Fernández, José Antonio (2010) Notas para el estudio de la cooperación ciudadana en los años del miedo.
- (41) Anderson, Peter (2009) In the Interests of Justice? Grass-roots Prosecution and Collaboration in Francoist Military Trials, 1939–1945. *Contemporary European History* 18(1), pp.25–44. ; *idem.* (2009) Singling Out Victims : Denunciation and Collusion in the Post–Civil War Francoist Repression in Spain, 1939–1945. *European History Quarterly* 39(1), pp.7–26 ; *idem.* (2010) *The Francoist military trials ; terror and complicity, 1939–1945*. Routledge, New York.
- (42) López García, José Antonio (1996) *Estado y derecho en el franquismo. El Nacional sindicalismo : F. J. Conde y Luis Legaz Lacambra*. Centro de Estudios Constitucionales, Madrid.
- (43) Legaz y Lacambra, Luis (1951) El estado de derecho. *Revista de estudios políticos*, núm.6, págs.13–34.
- (44) Aguilá, Juan José (2001) *El TOP : la represión de la libertad*. Planeta, Barcelona.
- (45) Tolharia, José Juan (1975) Judicial Independence in an Authoritarian Regime. Case of Contemporary Spain. *Law & Society Review* 9(3), pp.475–496.
- (46) Kallis, Aristotle A. (2000) The 'Regime–Model' of Fascism : A Typology. *European History Quarterly* 30(1), pp.77–104 ; *idem.* (2003) 'Fascism', 'Para–Fascism' and 'Fascistization' : On the Similarities of Three Conceptual Categories. *European History Quarterly* 32(2), pp.219–249.
- (47) Primo de Rivera, José Antonio (1977) *El pensamiento fundamental de José Antonio*, textos seleccionados y presentados

- dos por Pedro Farias Garcia. Acervo, Barcelona. を参照した。
- (48) Gil Pecharromán, Julio (1996) *José Antonio Primo de Rivera. Retrato de un visionario*. Planeta, Barcelona.
- (49) マルセリーノ・メネンデスIIペラーヨ Marceino Menéndez Pelayo (1856-1912) は、いわゆる知の巨人である。思想的には保守的であり、保守自由党を離脱するが、近代を拒絶した伝統主義者であったわけではない。スペインの自然科学の始祖の一人であり、生誕地のサンタンデルには、その業績を頌えて国立のメネンデスIIペラーヨ国際大学が設置されている<sup>28</sup>。
- (50) Botti Alfonso (2008) *Cielo y dinero. El nacionalcatolicismo en España, 1881-1975*. 2a ed. (Primera edición: 1992). Aianza Editorial, Madrid.
- (51) Girón de Velasco, José Antonio (2005) Carta al Generalísimo Francisco Franco. In *Las cartas de Franco: la correspondencia desconocida que marcó el destino de España*. Edited by Palacios J. La Esfera de los Libros, Madrid, pp.330-344.
- (52) ラファエル・カルボIIセーレル Rafael Cayo Serer (1916-1988) は、オプス・テイのメンバーでフアランへのラインIIエントラルゴを自由主義として批判していた<sup>29</sup>。しかし、オルティIIホルダスによる批判を受けた後、次第に体制から離脱し、一九七一年にフランスの新聞でフランコ内閣を非難して亡命した。その後、民主化期には民主勢力の一つとして登場する。
- (53) Orti Bordás José Miguel (1967) La nueva derecha española. Documentos de las conversaciones políticas sobre el futuro de España. (una conferencia en el Club pueblo), Club pueblo, Madrid. ホセ・ミゲル・オルティIIホルダス José Miguel Orti Bordás (1938-) は、スペイン大学組合SUEUの指導者の一人で、モビメント事務局で擡頭した。若手フアランへのグループであるアスーレスの一員として民主化期にスアレス首相を支援した。
- (54) エミリオ・ラモIIデIIエスピノーサ Emilio Lano de Espinosa y Enriquez de Navarra (1914-1985) は、一九三四年にフアランがJONSと合同して以来の古参党员であり、体制の中の知識人としての有名であった。
- (55) ラウレアノ・ロペスIIロテ Laureano Lopez Rodó (1920-2000).
- (56) Sesma Landrin, Nicolás (2009) *CAMINO a la institucionalización. La pugna entre Falange y los sectores tecnocráticos en torno al proceso de reforma administrativa de finales de los años cincuenta*. Documento de trabajo 2009/2 Seminario de Historia, Madrid.
- (57) Comisión Internacional de Juristas (1962) *El Imperio de la Ley en España* Comisión Internacional de Juristas, Ginebra.
- (58) Spain (1964) *España, estado de derecho. Réplica a un informe de la Comisión Internacional de Juristas*. Madrid.
- (59) Sesma Landrin, Nicolás (2006) Franquismo, ¿Estado de Derecho? notas sobre la renovación del lenguaje político de la dic-

ladura durante los años sesenta. *Pasado y memoria*. *Revista de historia contemporánea* núm.5, págs. 45-58.

(追記) 本稿は、筆者が二〇一〇年度に取得した研究休暇(サバティカル)の折に行なった研究成果の一部である。サバティカルの取得を快くお認めいただいた法学系同僚諸姉姉にお礼申し上げます。